化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等の
概要

令和７年９月 16 日
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

１．改正等の趣旨

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「条約」という。）第 10 回締約国会議（令和４年６月に開催）において、「ペルフルオロヘキサンスルホン酸関連物質」を廃絶対象物質とすることが決定された。

これを受け、厚生労働省薬事審議会（旧：薬事・食品衛生審議会）、経済産業省化学物質審議会及び環境省中央環境審議会（以下「三省審議会」という。）において審議を行い、これらの物質を新たに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）の第一種特定化学物質※に指定すること等が適当とされたことから、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号。以下「政令」という。）において、第一種特定化学物質に追加指定する等、所要の改正を行う。

また、政令第１条第１項第 35 号ロに規定する「三・三・四・四・五・五・六・六・七・七・八・八・九・九・十・十・十―ヘプタデカフルオロデカン――オール」（以下「八：二フルオロテロマーアルコール」という。）については、国外及び国内（条約第９回締約国会議及び三省審議会）において、代替が困難な物質として例外的な使用が認められたことから、政令原始附則第３項にて、八：二フルオロテロマーアルコールを使用することができる用途を定めているが、三省審議会の審議において、化審法第 25 条の要件「他の物による代替が困難であること」を満たさなくなったと認められたため、政令原始附則第３項の表から八：二フルオロテロマーアルコールの項を削除する改正を行う。

上記政令改正に伴い、化審法の規定に基づき定められている、製造設備に関する技術上の基準、取扱いに関する技術上の基準又は表示すべき事項に関する省令・告示について、所要の改正を行う。

※第一種特定化学物質とは、難分解、高蓄積、人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性のおそれがある物質で、政令で指定されている物質。第一種特定化学物質に指定されると、原則、製造・輸入・使用が禁止されるとともに、政令で指定されている第一種特定化学物質を使用した製品の輸入が禁止される。

２．改正する政令の概要

（１）次の化学物質（以下「追加指定物質」という。）を第一種特定化学物質に追加指定する（政令第１条第１項）。

①ペルフルオロ（ヘキサン――スルホン酸）関連物質（（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が六のものに限る。）又は［（トリデカフルオロアルキル）スルフィニル］オキシ基（炭素数が六のものに限る。）を有する化合物である化学物質のうち、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサン――スルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。）を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省

令、環境省令で定めるもの）

（２）追加指定物質を定める省令の制定又は改正に当たっての審議会等への意見の聴取について定める（政令第１条第２項）。

（３）追加指定物質が使用されている製品のうち、輸入禁止とする製品を指定する（政令第７条）。

（４）八：二フルオロテロマーアルコールについて、例外的に使用することができる用途から削除する（政令原始附則第３項）。

（５）追加指定物質が使用されている製品のうち、技術上の基準適合義務・表示義務を設ける製品を指定する（政令原始附則第４項）。

（６）その他、改正する政令の附則において所要の経過措置規定を設ける（附則第２項及び第３項）。

３．改正する省令・告示の概要

（１）「ＰＦＯＩ等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令」、「ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を定める省令」及び「ＰＦＯＩ等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令」の一部を改正する省令について

政令における八：二フルオロテロマーアルコールの項削除に伴い、省令について、題名も含め字句を改める他、所要の改正を行う。

（２）「ＰＦＯＩ等の容器、包装又は送り状にＰＦＯＩ等による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項」の一部を改正する件について

政令における八：二フルオロテロマーアルコールの項削除に伴い、告示について、題名も含め字句を改める他、所要の改正を行う。

４．今後のスケジュール（予定）

（１）政令について

公布日：令和７年 12 月頃

施行日：令和７年 12 月頃（２．（４）及び２．（６）の一部）

令和８年６月頃（全面施行）

（２）省令・告示について

公布・施行日：令和７年 12 月頃（政令と同日）

（以上）